

令和 8 年度第 8 回（令和 8 年 7 月 28 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：総務部総務課〔内線 4039〕

1 件名

信頼される市政のためのコンプライアンス条例の公益通報者の範囲等の見直しについて

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

近年、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令違反事案が社会的な問題となる中、公益通報制度の実効性を一層高めることが求められている状況を踏まえ、公益通報者の保護を強化するとともに、事業者等による適切な公益通報対応体制の整備を促進するため、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 62 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 6 月 11 日に公布され、令和 8 年 12 月 1 日から施行されることとなった。

【目的】

改正法の施行に対応し、公益通報者の保護を強化するとともに、公益通報制度の実効性を確保するため、公益通報者の範囲の拡大、公益通報を阻害する要因への対処等の所要の条例改正を行うもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☒有 □無】

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 62 号）

信頼される市政のためのコンプライアンス条例（令和 6 年石巻市条例第 43 号）

【総合計画の位置付け：□有 ☒無】

【個別計画の位置付け：□有 ☒無】

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 6 月 公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 62 号）の公布
（施行日：令和 8 年 12 月 1 日）

5 主な内容

公益通報者の範囲に特定受託業務従事者（フリーランス）（業務委託関係終了後 1 年以内の者を含む。）を追加し、公益通報妨害の禁止と通報者探索の禁止について新たに規定する。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

法令の改正に伴い条例を改正することにより、適正な運用が図られる。

【市財政への負担】

なし

7 他の自治体の政策との比較検討

上位法の改正のため、条例で制度を制定している全国の自治体でも同様の改正が行われる。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 9 月 市議会第 3 回定例会に信頼される市政のためのコンプライアンス条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：令和 8 年 12 月 1 日）

9 その他